

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード (予定)	制度の 所管官庁等	項目 (予定)	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	その他・要望
	物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画では、「職員による判断を必要とする業務」と判断を必要としない業務とに区分し、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」とされている。	d		この最適化計画における外部委託については、本年2月に策定された「IT政策パッケージ2005」の別紙の1.(1)「物品調達等の業務・システムの外部委託化に係る条件及び手法の確定」において、経済産業省は、「外部委託に向けた取組を行い、外部委託を進める場合の条件及び手法として、2005年度末までにとりまとめる」とされており、このとりまとめをまとめて検討して参りたい。		zB140001	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考ええる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものとする。	性能発注方式による入札条件の設定、サービスの質を評価する総合評価基準の採用、リスクが適切に発注者・受託者に配分されること、対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと、各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
	各独立行政法人において処理	d		独立行政法人制度の趣旨にかんが、民間委託やその範囲等については各法人が自主的に判断すべきことである。 また、情報システムの保守・管理等の研究機関の職員が直接、実施する必要性が乏しいものについては、各法人の判断で、既に競争入札により外注しており、経費削減に努めているところである。		zB140002	経済産業省、農林水産省、厚生労働省、環境省	各府省所管の一括研究機関の会計・人事、その他研究支援等バックオフィス関係事務の市場化テスト	5066	5066B001	1	トランスコスモス株式会社 MCMサービス統括 サービス企画部 益村勝将	1	各府省所管の一括研究機関の会計・人事、その他研究支援等バックオフィス関係事務の市場化テスト	産業技術総合研究所、NEDO、製品評価技術基盤機構、農業・生物系特定産業技術研究機構作物研究所、農業生物資源研究所、食品総合研究所、森林総合研究所、農業環境技術研究所、水産総合研究センター、国立健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、国立環境研究所等の研究機関系独立行政法人が実施している財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務の一括市場化テスト	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務はそれぞれの自治体で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費、経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他研究機関と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらとの間で市場化テストを実施する	
		e		国有林野事業の造林・伐採等についてはそのほとんどを民間委託しており、「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望の募集」について、に定める対象「国及び地方公共団体の事務・事業の民間への移管(民営化、民間譲渡、民間委託)、公共施設等の民間による管理・運営、利活用や、運営主体の制限が行われているなど公的関与の強い市場及び公共サービス分野の民間開放の推進に関する要望」に該当しないため、今回の市場化テストに関する民間提案の対象外である。		zB140003	林野庁	国有林の造林事業・販売事業の市場化テスト	5068	5068B009	1	個人	9	国有林の造林事業・販売事業の市場化テスト	国有林の造林事業・販売事業の市場化テスト	国有林野事業のうち、造林事業・販売事業については、ノウハウ・経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため	国有林の造林事業・販売事業に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード (予定)	制度の 所管官庁等	項目 (予定)	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	その他・要望
卸売市場法(昭和46年法律第35号)	施設整備、設備維持管理 中央卸売市場の施設整備及び設備維持管理の実施主体については、卸売市場法上、特段の制限は設けておらず、開設者である地方公共団体が自由に決めることができる。すなわち、PFI事業の活用や指定管理者制度の活用などにより、民間事業者が主体となって施設整備や設備維持管理を行うことが、現行制度の下で可能である。 取引等の指導・監督及び経営指導 中央卸売市場における取引等の指導・監督については、過料を科したり、業務の許可取消し等を伴う命令の発出など、公権力の行使そのものであることから地方公共団体である開設者が直接これを行っている。 なお、公権力の行使を伴わない経営指導(コンサル等)の場合は、一般的に民間で自由に行われているものであり、卸売市場法上、特段の制限や規制はない。		c (うち 経営 指導 e)	卸売市場法上、施設整備、設備維持管理は地方公共団体に限定してはいいない。 (取引等の指導・監督) 過料を科したり、業務の許可取消し等を伴う命令の発出など、取引等の指導・監督については、公権力の行使そのものであり、地方公共団体である開設者が直接事務を執行する必要がある。 (経営指導) 卸売市場法上、経営指導は地方公共団体に限定してはいいない。		zB140004	農林水産省	卸売市場の一部市場化テスト	5068	5068B012	1個人		12	卸売市場の一部市場化テスト	現在、自治体が実施している卸売市場の一部市場化テスト 卸売市場法に基づき、地方自治体によって運営されている中央卸売市場の業務のうち、施設整備・設備維持管理・取引等の指導・監督及び経営指導については、民間事業者等でもすでに実施されている事業であり、効率化・サービスレベル向上のノウハウを有していることが想定される	市場化テストを導入することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が期待される		
	公用車の運転業務については、国の職員と民間委託の者で行われている。		d	既に一部民間委託を行っているところである。		zB140005	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1個人		7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わることはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	
	現在、各府省でバックオフィス関係の各分野の業務を実施しているところであるが、例えば、旅費業務については、システム最適化計画の対象の一つとされているが、旅費の出張申請業務等の職員による判断を必要としない業務については積極的に外部委託を図ることとされている。		b	バックオフィス関係業務の効率化に向けて、それぞれの分野において効率化に向けた取組を行っているところであるが、例えば、旅費業務の民間委託については、各府省の業務の標準化を図ることが前提であり、当省のみでは対処できないため、最適化計画の進捗状況に応じて検討してまいりたい。		zB140006	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1個人		9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各府省で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード (予定)	制度の 所管官庁等	項目 (予定)	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	その他・要望
独立行政法人農薬検査所法第10条第1項、農薬取締法第13条の2第1項、第15条の3第2項	農林水産大臣は、農薬の登録申請を受けたときは、独立行政法人農薬検査所に検査をさせることとされている。 また、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、農薬検査所に、必要な場所に立ち入り、必要な物件を検査させるとともに、必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させることが出来るとされている。			独立行政法人農薬検査所の業務のあり方については、農林水産省独立行政法人評価委員会、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会等で議論を行っているところであるが、市場化テストの導入については、当該法人の業務は食の安全・安心に関わるものであり、国の許認可の前提として実施されるものや、立入検査等公権力の行使を伴い、国が行う措置の前提として実施されるものである等の理由により、困難と考えている。		zB140007	農林水産省	農薬検査所の検査業務の市場化テスト	5069	5069B013	1個人		13	農薬検査所の検査業務の市場化テスト	現在、独立行政法人農薬検査所が実施している検査業務の市場化テスト	農薬検査等、技術的な検査業務は、民間事業者によっても対応しうる上、費用対効果の向上が期待できるため。	農薬検査所の行なう業務のうち、農薬登録検査業務、GLP適合査察業務、調査研究業務、指導業務等について、市場化テストを行なう。ただし、農薬取締法にかかる無登録農薬の摘発のための立ち入り検査については、市場化テストを行なうには法改正が必要になる可能性がある。	
独立行政法人肥料検査所法第10条第1項、肥料取締法第30条の2第1項、第33条の3第2項、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条第1項	農林水産大臣は、肥料の登録及び仮登録の申請があったときは、独立行政法人肥料検査所に、調査をさせることとされている。 また飼料については、有害畜産物生産等のおそれが特に多いものとして定められた特定飼料等を販売する場合には、その飼料について独立行政法人肥料検査所による検定を受けなければならないこととされている。 さらに、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人肥料検査所に、必要な場所に立ち入り、帳簿書類等の必要な物件を検査させるとともに、試験の実施に必要な数量の肥料又は飼料等、若しくはその原料を無償で集取させることができることとされている。			独立行政法人肥料検査所の業務のあり方については、農林水産省独立行政法人評価委員会、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会等で議論を行っているところであるが、市場化テストの導入については、当該法人の業務は食の安全・安心に関わるものであり、国の許認可の前提として実施されるものや、立入検査等公権力の行使を伴い、国が行う措置の前提として実施されるものである等の理由により、困難と考えている。		zB140008	農林水産省	肥料検査所の検査業務の市場化テスト	5069	5069B014	1個人		14	肥料検査所の検査業務の市場化テスト	現在、独立行政法人肥料検査所が実施している検査業務の市場化テスト	肥料検査等、技術的な検査業務は、民間事業者によっても対応しうる上、費用対効果の向上が期待できる考えられるため。	肥料検査所の行なう業務のうち、登録申請業務、立入検査・収集業務、試料分析鑑定業務、検定業務、標準試料・製剤配布業務等について、市場化テストを行なう。ただし、立ち入り検査については、市場化テストを行なうには法改正が必要になる可能性がある。	
独立行政法人農林水産消費技術センター法第10条第1項、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条の2第1項	農林水産大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費技術センターに、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとされている。			農林水産消費技術センターの業務のあり方については、農林水産省独立行政法人評価委員会、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会等で議論を行っているところであるが、市場化テストの導入については、当該法人の業務が、 JAS法に基づく強制的な立入検査の実施などによる不正な食品表示やJASマークの使用の監視・取締 食品安全行政推進のための有害物質の調査や危機発生時における緊急の対応 カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の拡散防止のための立入検査等、国が行う措置の前提として実施されるもの、迅速かつ中断のない対応が求められるものである等の理由により、困難と考えている。		zB140009	農林水産省	農林水産消費技術センターの業務の市場化テスト	5069	5069B015	1個人		15	農林水産消費技術センターの業務の市場化テスト	現在、独立行政法人農林水産消費技術センターが実施している業務の市場化テスト	同センターが提供するサービスは、基本的に民間事業者によっても対応しうる上、費用対効果の向上が期待できるため。	農林水産消費技術センターの行なう業務のうち、相談・情報提供等消費者対応業務、調査研究業務、検査業務等について、市場化テストを行なう。本部、小樽、仙台、横浜、名古屋、神戸、岡山、門司の各センターを区切りとして、市場化テストを実施することも考えられる。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード (予定)	制度の 所管官庁等	項目 (予定)	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	その他・要望
(共通)独立行政 法人種苗管理セ ンター法 1 種苗法 2 種苗法、遺伝 子組換え生物等 の使用等の規制 による生物の多 様性の確保に関 する法律(カルタ ヘナ法) 3 植物防疫法	1 農林水産植物の品種登録に 係る栽培試験 植物新品種である出願品種を 栽培し、品種登録要件の確認に 必要な特性調査を実施 2 農作物の種苗の検査 流通段階の種苗を集取し、 種苗の表示や品質の検査を実 施。遺伝子組換え生物を使用 している場所等への立入検査等 を実施。種苗業者等の依頼に より種子を検査し、公的証明書 を発行。ECとの協議に基づ き、EC向け輸出野菜種子を検 査 3 ばれいしょ、茶樹及びさとうき びの増殖に必要な種苗の生産 及び配布 優良種苗の増殖に必要な、健 全無病な原原種等(元だね)の 生産・配布を実施	C	-	当該業務のあり方について は、農林水産省独立行政法人 評価委員会、総務省政策評価 独立行政法人評価委員会等 で議論を行っているところ であるが、市場化テストの導 入については、当該法人の業 務に知的財産権である「育成 者権」の付与に関する業務や、 「公権力の行使」に当たる事 務が含まれている等の理由に より、困難と考えている。		zB140010	農林水産 省	種苗管理セ ンターの業 務の市場化 テスト	5069	5069B016	1個人	16	種苗管理センターの業務の市場化テ スト	現在、独立行政法人種苗管理センターが 実施している業務の市場化テスト	同センターが提供するサービスは、基本的 に民間事業者によっても対応しうる上、費用対 効果の向上が期待できるため。	種苗管理センターの行なう業務のう ち、栽培試験、種苗検査、優良種苗の生 産・配布等の各業務について、市場化テ ストを行なう。また、本部ほか、久留米 分室、各13の農場のそれぞれを単位と して市場化テストを行なうことも考えら れる。		
1 (共通)「独立 行政法人家畜改 良センター法」 2 「種苗法」 3 「遺伝子組換 え生物等の使用 等の規制による 生物の多様性の 確保に関する法 律(カルタヘナ 法)」 4 「家畜改良増 殖法」	1 家畜の改良・増殖業務・種畜 配布 乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬、 めん羊、山羊等について、全国 から優良な家畜を導入し、受精 卵移植技術等の新技術を活用し つつ、我が国の気候風土に適 した優良なものに改良し、その 成果である種畜、精液等を供給 するほか、乳用牛、肉用牛及び 豚の全国同一基準による遺伝 的能力評価等を実施。 2 種畜検査 種雄畜(牛・豚・馬)について、 毎年定期的に伝染性疾患及び 遺伝性疾患の有無の検査を実 施するとともに、農林水産大臣 からの指示により種畜の使用者 等への立入検査等を実施。 3 飼料用作物種苗の生産・配 布 我が国の気候風土に適するよ う、公的機関により育種された 生産性の高い原原種子(元だ ね)について、その遺伝的な特 性変化を防止しつつ、国際基準 に基づく厳しい栽培管理条件の 下、種苗の増殖及び供給を実 施	C	-	独立行政法人家畜改良セ ンターの業務のあり方につ いては、農林水産省独立行政 法人評価委員会、総務省政策 評価独立行政法人評価委員 会等の議論を行っているところ であるが、市場化テストの導 入については、当該法人の業 務に食の安全・安心に関わる 業務や公権力の行使に当たる 業務が含まれている等の理由 により、困難と考えている。		zB140011	農林水産 省	家畜改良セ ンターの業 務の市場化 テスト	5069	5069B017	1個人	17	家畜改良センターの業務の市場化テ スト	現在、独立行政法人家畜改良センターが 実施している業務の市場化テスト	同センターが提供するサービスは、基本的 に民間事業者によっても対応しうる上、費用対 効果の向上が期待できるため。	家畜改良センターの行なう業務のう ち、家畜改良・増殖・種畜配布、飼料用 作物種苗生産・配布、種畜検査、調査研 究、講習指導等について、市場化テスト を行なう。また、本部ほか、11箇所の農 場を単位として、市場化テストを実施す ることも考えられる。なお、家畜改良増 殖法及び種苗法に基づく検査に就いて は、市場化テストを行なうには法改正が 必要になる可能性がある。		
独立行政法人通 則法 独立行政法人林 木育種センター 法	独立行政法人の行う以下の事 務及び事業については、国民生 活及び社会経済の安定等の公 共上の見地から確実に実施され ることが必要であることにかん がみ、適正かつ効率的に運営す るよう努めているところ。 ・林木の育種事業及びこれによ り生産された種苗の配布。 ・林木育種事業に関する調査及 び研究、講習並びに指導。 ・生物多様性国家戦略に規定さ れている林木の遺伝資源の収 集・保存。	C	-	独立行政法人林木育種セ ンターの業務のあり方につ いては、農林水産省独立行政 法人評価委員会、総務省政策 評価独立行政法人評価委員 会等で議論を行っているところ であるが、市場化テストの導 入については、当該法人の業 務が我が国の森林整備に必要 不可欠であるとともに、生物 多様性国家戦略の一翼を担う など極めて公益性の高い業 務内容であることから、市場 化テストの導入は困難と考 えている。		zB140012	農林水産 省	材木育種セ ンターの業 務の市場化 テスト	5069	5069B018	1個人	18	材木育種センターの業務の市場化テ スト	現在、独立行政法人材木育種センターが 実施している業務の市場化テスト	同センターが提供するサービスは、基本的 に民間事業者によっても対応しうる上、費用対 効果の向上が期待できるため。	材木育種センターの行なう業務のう ち、材木新品種開発、材木遺伝資源収集 保存、海外技術協力等の業務について、 市場化テストを行なう。北海道、東北、 関西、九州の各育種場を単位として、そ の運営について市場化テストを実施す ることも考えられる。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード (予定)	制度の 所管官庁等	項目 (予定)	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	その他・要望
	一部の業務については個別に請負契約等を締結し民間委託しているが、ほとんどの業務は、職員が自ら行っている。	d		今回のご提案された庁舎内サービスセンターの導入にあたっては、ご提案された業務のうち、経理関係業務については既に必要に応じ外部委託を行っており、現時点ではサービスセンターの導入は必要がないと考えている。		zB140013	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務（必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務）を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当該業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	別途添付資料がありません。その内容については非公開を希望します。（理由：内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため）
独立行政法人農業検査所法第10条第1項 農業取締法第13条の2第1項、第15条の3第2項 独立行政法人肥料検査所法第10条第1項 肥料取締法第30条の2第1項、第33条の3第2項 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条第1項	農林水産大臣は、農薬の登録、又は肥料の登録・仮登録の申請を受けたときは、独立行政法人農業検査所又は独立行政法人肥料検査所に、検査又は調査をさせることとされている。 また、有害畜産物生産等のおそれが特に多いものとして定められた特定飼料等を販売する場合には、独立行政法人肥料検査所による検定を受けなければならないこととされている。 さらに、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、農業検査所または肥料検査所に、必要な場所に立ち入り、帳簿書類等の必要な物件を検査させるとともに、試験の実施に必要な数量の農薬、肥料又は飼料等、若しくはその原料を集取させることができることとされている。	c		独立行政法人農業検査所及び独立行政法人肥料検査所の業務のあり方については、農林水産省独立行政法人評価委員会、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会等で議論を行っているところであるが、市場化テストの導入については、両法人の業務は食の安全・安心に関わるものであり、国の許認可の前提として実施されるものや、立入検査等公権力の行使を伴い、国が行う措置の前提として実施されるものである等の理由により、困難と考えている。		zB140014	農林水産省	食品等の検査業務	5093	5093B006	1	大阪商工会議所	6	食品等の検査業務	・独立行政法人肥料検査所並びに農業検査所を統合する。 ・有識者等によるチェックを義務づけるなど安全性を担保した上で、両法人が行っている検査業務で知見・ノウハウを有する民間企業等を活用する方向性を、市場化テストを通じて探る。	・両法人が行っている業務は、対象とする分野こそ違うものの、似通っている。 ・また、両法人が行っている検査業務は、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりとともに、近年、急速に民間企業が分析技術を向上させてきた分野である。		